

堺市立中百舌鳥小学校PTA規約

昭和48年4月25日 施行

令和4年9月5日 改正

- 第 一 条 本会は、堺市立中百舌鳥小学校 P T A と称する。
(名称)
- 第 二 条 本会は、児童の福祉と成長のために、学校と家庭の緊密な協力のもとに、
(目的) 教育的環境の整備並びに、会員の教養を高めることを目的とする。
- 第 三 条 ①本会は、教育を本旨とする民主的団体であって、特定の政党、宗教及
(方針) び思想にかたよらない。
②本会は、学校教育に協力するが、直接学校の管理や人事に干渉しない。
- 第 四 条 本会の会員は、次のとおりとする。
(会員) ①本校に在籍する児童の保護者。
②本校に勤務する教職員。
- 第 五 条 ①本校の経費は、会費をもって運営する。
(会計) ②会費は、月額 1 口 1 0 0 円とする。
③本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終了する。
- 第 六 条 ①本会には、次の役員及び会計監査をおき、その任務は次の通り定め、
任期は 1 ヶ年（役員及び会計監査） とする。ただし、再任をさ
またげない。
- | | | |
|----------|---------|--|
| 1. 会 長 | 1 名 | 会を代表し、会務を統括する。 |
| 2. 副 会 長 | 2 ～ 4 名 | 会長を補佐し、会長不在時は代理を務める。 |
| 3. 書 記 | 1 名 | 教職員から各 1 名を選出し、庶務にあたる。 |
| 4. 会 計 | 2 名 | 保護者と教職員から各 1 名を選出し、会計事務にあたる。 |
| 5. 会計監査 | 1 名 | 保護者から選出し、P T A 会計、学年会計事
務の監査にあたる。会長は必要に応じて、実行委員会に
会計監査の出席を懇請できる。 |
- 第 七 条 この会には、実行委員会の議を経て、顧問を置くことができる。
(顧問)
- 第 八 条 本会は、年に 2 回総会を書面及び web 上を含み行う。（3 月・4 月）
(総会) ①総会では、役員選出、予算、決算、事業計画の承認、規約の改正、そ
の他重要事項を議決する。
②総会は全保護者に告知し、保護者の過半数の賛成により議決する
③実行委員会が必要と認めた場合、または、全会員の 5 分の 1 以上の要
求があった場合には、会長は臨時総会を召集する。
- 第 九 条 ①本会に実行委員会をおく。この実行委員会は、役員、各種委員長、
(実行委員会) 校長、教頭、教務等で構成する。
②実行委員会は、各種委員会によって立案された事業計画の審議、総会
に対する議案等、会の総合的な事務事業について協議し、執行する。
③実行委員及び会計監査に欠員が生じた場合、役員会の協議を経て必要
であればこれを補充する
- 第 十 条 ①規約の改正は、全会員の過半数の賛成により議決する。
(規約の改正) ②規約の改正については、その内容を全会員に通告しておかなければなら
ない。

[付 則]

第 一 条

- ①次年度の役員候補者、会計監査候補者及び、各種委員長候補者は役員が協議し選出する。
- ②次年度の新規実行委員候補者（P T A会員である立候補を含む）は、P T A実行委員選出会合で選出する
- ③選出された次年度候補者の承諾を経て、総会開催日前日までに全P T A会員に「通知」する。

第 二 条 本会は、事業を遂行するために、次の委員会を設ける。会長は委員を委
（各種委員会） 嘱する。

- ① 旗持ち管理委員会
児童が安全に登校できるように、旗持ちの管理を行う。
- ② 旗持ち表作成委員会
児童が安全に登校できるように、旗持ち当番の保護者の役割分担を行う。
- ③ サポート委員会
児童の健全育成に努め、P T A活動を円滑にすすめるためのサポートを行う。また、児童の健康管理と、体位向上につとめるとともに学校給食、健康 教育の指導に協力する。

説明事項 ・ 委員長（各 1 名）、副委員長を中心に委員会を構成
 して企画にあたる。
 ・ 委員長または、副委員長は委員会を代表して、実行委員会へ提案する。
 ・ 全委員会の提案を整理して、年間のP T A活動の計画をたてる。

第 三 条 この規約は、昭和 4 8 年 4 月より実施する。
（規約の施行）

昭和 4 9 年 4 月 2 4 日	改正
昭和 5 0 年 4 月 1 8 日	改正
昭和 5 1 年 4 月 1 9 日	改正
昭和 5 7 年 4 月 2 1 日	改正
平成 6 年 4 月 2 2 日	改正
平成 7 年 4 月 2 0 日	改正
平成 8 年 4 月 2 3 日	改正
平成 1 1 年 4 月 2 2 日	改正
平成 1 4 年 4 月 1 9 日	改正
平成 2 5 年 4 月 2 3 日	改正
令和 2 年 1 0 月 1 日	改正
令和 4 年 9 月 5 日	改正